

令和 5 年度

定 期 監 査 報 告 書

(第 3 回)

春日部市監査委員

春 監 発 第 311 号

令和 6 年 3 月 25 日

春 日 部 市 議 会 議 長 荒 木 洋 美 様

春 日 部 市 長 岩 谷 一 弘 様

春日部市選挙管理委員会委員長 濱 野 高 広 様

春日部市監査委員 渡 邊 市 二

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 水 沼 日出夫

令和 5 年度第 3 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度第 3 回定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について報告書を提出します。

この監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和5年度 第3回定期監査結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

- 建設部……………道路管理課、道路建設課、河川課、公園緑地課
- 都市整備部……………都市計画課、まちづくり推進課、鉄道高架推進課
開発調整課、建築課、住宅政策課
- 選挙管理委員会事務局

第3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年12月31日までの財務に関する事務の執行

第4 監査の期間

- 事前監査 令和6年1月11日から令和6年1月18日まで
- 本監査 令和6年2月8日

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査の着眼点とした。

また、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、「契約事務」及び「収入事務」を重点項目として定めた。

なお、行政監査の視点を加味した。

第6 監査の実施内容

春日部市監査基準及び令和5年度監査計画に基づき、監査を実施した。

補助職員による事前監査は、提出された監査資料と関係諸帳簿等の照合等により確認するとともに、不明な点については、関係職員から説明を聴取した。

本監査は、庁内会議室において、財務に関する事務の執行について質疑を行った。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に実施されていたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

1 契約事務

- (1) 特定随意契約結果表が市政情報室に配架されていないものが見受けられた。
「春日部市契約規則」等に基づき、遺漏のないよう確実に処理されたい。
(道路管理課、道路建設課)
- (2) 物品売買等に係る入札結果等が市政情報室に配架されていないものが見受けられた。「春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱」等に基づき、遺漏のないよう確実に処理されたい。
(道路管理課、道路建設課、河川課、公園緑地課、都市計画課、まちづくり推進課、鉄道高架推進課、建築課、選挙管理委員会事務局)
- (3) 埼玉県知事選挙 投票事務従事者派遣業務委託において、派遣先管理台帳を作成していないものが見受けられた。「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、遺漏のないよう確実に処理されたい。
(選挙管理委員会事務局)

2 その他

- (1) 違反簡易広告物除却業務従事者の身分証明書の記載に誤りが見受けられた。
適正な事務処理を行われたい。
(都市計画課)

第8 むすび

令和5年度第3回定期監査の意見と要望を申し述べる。

はじめに、新庁舎の開庁に合わせ、年末年始の引っ越し作業、電算システムの移設、執務室の整理などを円滑に遂行した職員に感謝を申し上げる。

また、庁舎の移転と同時に道路台帳や道路橋りょう図書などが電子化され、業務の効率化や利便性の向上が図られていた。誰もが利用しやすい市役所となるよう、引き続きDX化を進めてほしい。

まちづくりにおいては、地域公共交通を支えるため第四次春バスの運行が始まり、春日部駅付近連続立体交差事業では春日部駅舎の工事等が進んでいる。また、北春日部駅周辺地区土地地区画整理事業も動き出している。市の将来の発展のため、着実に事業を推進してほしい。

なお、これら大規模事業の実施にあっては、各年度の事業経費と財源を的確に把握し、投資的経費が過大にならないようコントロールされたい。

次に、重点項目とした契約事務において、維持補修や業務委託の中に、合理的理由なく競争入札を避けるため意図的に分割して発注したととられかねないものが見受けられた。随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、安易に随意契約を選択することがないように十分注意されたい。

最後に、財務等に関する事務の執行については、法令、予算等に準拠し、おおむね適正に処理されていたが、一部の事項で誤りが見受けられた。この監査の結果を全庁的に共有し事務の再確認を行い、市民に信頼される市役所となるよう、職員一丸となって取り組まれることを望む。